

雇入れ時（新入社員等）の安全衛生教育講習会のご案内

主催 名古屋東労働基準協会

2022年度も新入社員が職場の仲間として加わる季節がやって来ます。こうした新入社員や、作業内容が変わられた方は、安全衛生教育を受講しなければならない事が下記の法律・規則で義務づけられております。

当協会では、新入社員が入社するこの時期に、事業主に代わって新入社員等を対象に法定安全衛生教育に関する講習会を開催致しますので、是非この機会にご受講下さいませようご案内申し上げます。

★労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

★労働安全衛生規則第35条（雇入れ時等の教育）

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。（略）

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

修了者には「修了証」を事業所には「修了証明書」を交付致します。

日 時 2022年 4月 11日（月） 9:30～16:00

会 場 名古屋市工業研究所 3階第1会議室 熱田区六番 3-4-41
地下鉄「六番町」下車 3番出口徒歩1分（駐車場有 但台数限定）

受講料 会員 7,020円 非会員 8,860円（テキスト・税込）

申 込 下記申込書を Fax 願います。

ホームページ『名古屋東労働基準協会』から WEB 申込みも可能です。

宛 先 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町 8-9

名古屋東労働基準協会 TEL052-882-3909 Fax052-883-3586

支払方法 講習開始7営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。

<振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 0656029 名古屋東労働基準協会
振込み手数料はご負担ください。

※ 4月1日(金)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。

※ 講習会は直前でも受付できる場合があります。まずはお電話にてお問合せください。

雇入れ時（新入社員等）安全衛生教育講習会 申込書

会社名	住所 〒						
担当者部署・名前	Tel	Fax					
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)						
生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日

この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。☆